審　査　基　準

令和５年５月１日作成

法　　令　　名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根　拠　条　項：第４条第１項
処 分 の 概 要：自動車の保管場所証明
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め： 自動車の保管場所の確保等に関する法律第３条（保管場所の確保） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第１条（保管場所の要件） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第１条（保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：７日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：申請書は、自動車の保管場所を管轄する警察署の交通課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通規制課企画管理係（電話 025-285-0110 内線 5174）
備　　考：